

## 第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### 1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

#### 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

文部科学省において、都道府県教育委員会などとの連携、協力の下、体験活動を生かした道徳教育や地域人材の積極活用などにより、命を大切にすることを育むなどの道徳教育を推進するための実践研究を実施している。

また、かけがえのない生命について考えさせるなど、道徳の内容を分かりやすく表した「心のノート」をすべての小・中学生に配布しており、平成20年度においても配布した。「心のノート」の趣旨を生かした創意ある活用を通して、授業や生活に意欲的に取り組み、かけがえのない命について児童が考えたり話し合ったりすることを通して、児童自らの道徳性の育成に役立っている。

さらに、平成21年3月には「心のノート」を改訂し、人を傷つけないことなど、人間としてしてはならないことをしないことについてしっかり指導する観点から、内容の見直しを行った。

心のノート



提供：文部科学省

#### 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及

文部科学省において、学校における自然体験活動や社会奉仕体験活動の充実を図っており、平成20年度は「児童生徒の輝く心育成事業～ふれあい応援プロジェクト～」において命の大切さを学ばせる体験活動プログラムについて調査研究を実施している。調査研究の成果については、教育委員会の担当者などを集めたブロック協議会を開催し、全国の教育委員会や学校に普及する。

#### 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

文部科学省において、「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、学校、家庭、地域社会が一体となって教育上の総合的な取組を推進する「人権教育総合推進地域事業」、学校における人権教育について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究指定校事業」を実施している。

また、学校における人権教育に関する指導方法の在り方などについて調査研究を行う「人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究」などを実施し、平成20年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」をまとめた。

さらに、「人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修」において、犯罪被害者等について取り上げている。

社会教育においては、都道府県・市町村教育委員会との連携・協力のもと、「人権教育推進のための調査研究事業」を実施している。

#### 学校における犯罪抑止教育の充実

文部科学省において、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資

料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して、各教育委員会・学校などに配布し、これらを活用して非行防止教室の実施を始めとした犯罪抑止教育の充実を図っている。また、20年6月に開催した「生徒指導担当指導主事連絡会議」において、教育委員会の生徒指導担当者に対して、警察などの関係機関と連携した非行防止教室の取組を充実するよう促した。

### 子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組

文部科学省において、上記「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の実施を始め、子どもへの暴力防止のための参加型学習の取組を推進している。

### 家庭における命の教育への支援の推進

文部科学省において、命の大切さを実感させる意義などを記述している「家庭教育手帳」を作成し、全国の教育委員会などに提供し、学習講座などでの活用を図っている。

本手帳は、一人ひとりの親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう作成しており、母子健康手帳の交付時や、小学校入学時などの機会を通じて配布されるよう促している。また、教育委員会や子育て支援団体などが主催する子育て講座などにおいて、受講者の学習教材として有効に活用されている。

### 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

法務省において、平成19年5月、2年間にわたる法教育推進協議会の協議の状況を整理し、「法教育推進協議会の協議の状況について」と題する中間取りまとめを行い、法務省ホームページに公表した。

さらに、この取りまとめに示された方針に従い、また学習指導要領の改訂を踏まえつつ、更なる法教育の普及・充実に向けた検討

を行うため、法教育推進協議会の下に、私法分野における法教育の在り方に関する検討などを行うための「私法分野教育検討部会」、小学生を対象とした法教育教材の作成などを行うための「小学校教材作成部会」を設置した。

平成21年2月13日には、法教育を更に普及させるための広報・啓発活動の一環として、福岡市においてシンポジウムを開催した。

### 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施、犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

内閣府において、11月25日から12月1日までの7日間を「犯罪被害者週間」として設定している。平成20年度は、「乗り越える 勇気をくれる みんなの支援」を標語として、内閣府主催の「犯罪被害者週間」国民のつどい中央大会を開催するとともに、内閣府・地方公共団体（北海道、滋賀県、福岡県、浜松市）共催の地方大会を開催した。また、開催結果を、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載するとともに、報告書として関係機関へ配布した。

平成21年度においても、中央大会を東京で開催し、地方大会を複数の地域で開催する予定である。（P91 コラム7「犯罪被害者週間の実施」参照）

## コラム7：犯罪被害者週間の実施

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国・地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が必要です。このため、基本計画では、内閣府において、警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施することとされました。

### 1 標語の募集

犯罪被害者等に関する国民の理解の増進を図るにあたっては、ポスター・パンフレットなどで施策の紹介・解説を行うことに加え、簡潔に分かりやすい言葉で訴えることも重要です。このため、昨年度同様に、広く国民一般から犯罪被害者への支援の大切さなどを表現した標語を募集しました。特に中高生向けの募集広報を重点的に行った結果、平成20年度の応募作品は3,815点に上りました。

この中から、長野県の丸子修学館高等学校3年生、小山愛理紗さんの「乗り越える 勇気をくれる みんなの支援」が最優秀作品に選ばれ、「国民のつどい」中央大会において担当大臣から表彰するとともに、ポスターなどに使用しました。また、他の優秀作品4点と併せて、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載しました。



最優秀作品の表彰（中央大会）

### 2 「国民のつどい」の開催

犯罪被害者等が置かれている状況や、名誉又は生活の平穩への配慮の重要性について、国民の理解を深めるため、内閣府主催の「犯罪被害者週間」国民のつどい中央大会（12月1日）を開催するとともに、内閣府・地方公共団体共催の地方大会を、浜松市（11月22日）、北海道（同月25日）、滋賀県（同月27日）、福岡県（同月29日）の4ヶ所で開催しました。関係省庁、被害者団体、支援団体の協力のもと、有識者などの参加を得て、犯罪被害者等に関するテーマについて、基調講演やパネルディスカッションが行われました。そのほか、コンサートや被害者支援活動の報告など、各大会で独自の行事が催されました。また、各会場には犯罪被害者団体や関係機関の取組などを紹介する展示コーナーが設けられました。

中央大会では、全国犯罪被害者の会（あすの会）幹事の本村洋さんが「犯罪被害者支援の躍進と更なる発展へ向けて」と題した基調講演を行い、ご自身の経験や法制度の変遷をわかりやすく説明していただきました。また、国民一人ひとりが社会に関わって考えていくことの大切さを訴えられま



展示コーナー（中央大会）



基調講演（中央大会）

した。

大会来場者に対して行ったアンケートでは、大会全体の印象について、「有意義である」という回答が9割以上を占めました。犯罪被害者等施策については、法制度は整いつつあるが、国民一般の理解の促進が今後の課題であるという意見も多く、より一層の広報・啓発の取組が必要であることが浮き彫りとなりました。

開催結果については、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載するとともに、報告書として関係機関に配布しました。

平成21年度も引き続き、内閣府主催の「国民のつどい」中央大会を東京都内で開催するとともに、内閣府・地方公共団体共催の地方大会を、北海道、神奈川県、奈良県、沖縄県の4道県で開催する予定となっています。



浜松大会



北海道大会



滋賀大会



福岡大会

### 3 その他の取組

犯罪被害者週間とその前後の期間においては、独自のシンポジウムや各種キャンペーン活動、犯罪被害者相談所の特設など、都道府県や関係機関において様々な取組が行われました。内閣府においては、ポスターなどを作成・配布しました。平成21年度以降も、様々な広報啓発に取り組む予定です。



### 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施

内閣府において、春（平成20年4月6日から同月15日）と秋（平成20年9月21日から同月30日）の全国交通安全運動において、「子どもと高齢者の交通事故防止」などを基本として、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

法務省において、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を人権週間（毎年12月4日から同月10日）の強調事項に掲げ、全国各地で、講演会などの開催、啓発冊子の配布などの啓発活動を実施している。平成20年度においても、第60回人権週間を中心に、これらの啓発活動を実施した。また、人権啓発ビデオ「犯罪被害者の人権を守るために」を、CS放送で合計13回放映した。

厚生労働省において、児童虐待について各界各層の幅広い国民の理解を深め、社会的関心の喚起を図るため、11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報啓発活動を実施している。平成20年度は、「助けての小さなサイン 受け止めて」を月間標語として決定し、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しが」の開催（11月2～3日）、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（テレビ、新聞など）による広報啓発などを行い、関係省庁や

全国交通安全運動ポスター 児童虐待防止推進月間ポスター



提供：厚生労働省

地方公共団体、関係団体などと連携した集中的な広報啓発活動を実施している。21年度も月間標語を公募・決定し、新潟県において全国フォーラムを開催する予定である。

### 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

内閣府において、政府広報などを活用し、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動などについて広報を実施している。

警察庁においては、民間被害者支援団体と連携して全国的なキャンペーン活動を実施するとともに、シンポジウム・フォーラムなどの開催・後援や様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体などが取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を行っている（社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり事業に要する経費（国費）：平成20年度 9百万円、21年度 4百万円）。

また、広報用冊子「警察による犯罪被害者支援」を発行するとともに、警察による犯罪被害者支援ホームページ（<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>）を通じ、警察による犯罪被害者支援に関する理解増進に努めている。

### 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

警察において、交通事故の悲惨さについての理解増進のため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子などの作成・配布や、交通安全の集いなどにおける交通事故被害者等の講演を実施している。平成20年中は、手記を取りまとめた冊子などを約220万部作成するとともに、講演会などを約310回実施した。

また、都道府県警察での運転者に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記などの活用

平成20年度以降の政府広報実績一覧

年月日	媒体の種類	媒体名	概要
20.7.10	インターネット	政府広報オンライン 最新の情報 LINK	犯罪被害者等に関する標語の募集・表彰
20.11.1	広報誌	Cabi ネット（平成20年11月号）	「犯罪被害者週間」国民のつどい
20.11.6	インターネット	政府広報オンライン 各府省からのお知らせ	犯罪被害者白書
20.11.20	広報誌	共同参画（平成20年11月号）	「犯罪被害者週間」国民のつどい
20.11.22	テレビ番組	My Japan（CS朝日ニュースター）	乗り越える 勇気をくれる みんなの支援 犯罪被害者週間（大久保恵美子氏と殿川室長の対談）
20.11.22	ラジオ番組	栗村智の Happy ニッポン（ニッポン放送）	犯罪被害者週間（栗村智氏と瀬戸参事官の対談）
20.11.24	新聞突き出し	全国5紙、ブロック3紙、地方64紙	犯罪被害者週間
20.11.24	インターネット	政府広報オンライン 今週の広報テーマ	犯罪被害者週間



提供：警察庁

犯罪被害者等施策講演会



や、交通事故被害者等の講話など、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。

国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

内閣府において、施策の推進のための情報提供を行うため、毎年、関係省庁の職員、地方公共団体の職員を対象として講演会を実施している。平成21年3月には、全国犯罪被害者の会（あすの会）の岡本真寿美氏を講師に招き、3回目の講演会を実施した。講演会の概要は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載し、広く一般に情報提供を行っている。

調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進

内閣府において、平成20年度、「犯罪被害者等に関する国民意識調査」として、国民一般と犯罪被害者等を対象としたアンケート調査を実施した。21年度は、特に青少年の理解増進を図るため、本調査結果を活用し、青少年向けの啓発用教材を作成することとしている。

### 学校における犯罪被害児童生徒への的確な対応のための施策の促進

文部科学省において、虐待を受けた子どもへの対応に関して、養護教諭の資質向上を図るための研修会を実施した。また、児童虐待に関して「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」を作成し、全国の教育機関へ配布している。本手引書により、養護教諭が児童虐待に対する知見を深め、児童虐待の早期発見、早期対応が可能となることが望まれる。

### 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

警察庁において、犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の担当課長などを招致した全国会議などを通じて、都道府県警察を指導している。また、犯罪被害者の実名発表・匿名発表をテーマとした各県の報道責任者からの申入れに対して、警察本部長などが警察の考え方を説明する懇談を、平成21年3月末現在、36の県で実施しているほか、都道府県警察本部の幹部と報道機関との勉強会などを随時実施している。

### 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

都道府県警察において、ホームページを開

設し、犯罪発生の情勢や不審者に係る情報などの防犯情報を掲載するとともに、ホームページの防犯情報コーナーへのアクセスが容易となるよう、トップページに明示的にリンクを掲げるなど、直接アクセスできるような工夫を行っている。また、防犯対策に係る冊子やチラシ、防犯対策に係るビデオをホームページに掲載している。

ホームページ以外での情報提供については、都道府県警察において、携帯電話やパソコンのメール機能を活用して、あらかじめ登録した住民に犯罪発生の状況や不審者（声かけ）情報などの身近な情報を発信する取組が行われている。また、一部の都道府県警察では、地元テレビやラジオを通じて、定期的に情報を提供する体制を構築したり、新聞の折込みチラシなどを活用した情報提供を行っている。

### 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、交通事故分析に基づく事故類型や年齢層別の様々なデータの公表を実施し、その実態などについての周知を図っている。

## 第6節 推進体制に関する施策の取組

### 1 国の行政機関相互の連携・協力

国の行政機関においては、推進会議、専門委員等会議、関係省庁連絡会議などを活用し、相互の連携・協力を図っている。

専門委員等会議においては、平成20年12月に第5回会合が開催され、基本計画の進捗状況について関係省庁から報告がなされた。

関係省庁連絡会議においては、平成20年4月に第7回幹事会が開催され、内閣府から犯罪被害者等救済のための基金の検討の要請や

犯罪被害者等支援ハンドブック・モデル案の作成についての協力依頼が行われた。同年10月に開催された第8回幹事会では、基本計画の進捗状況について関係省庁から報告がなされるとともに、内閣府から犯罪被害者週間や犯罪被害者団体等からの意見聴取会に対する協力を依頼した。

また、犯罪被害者等施策を総合的に推進するため、他の政策に係る中長期的方針などに